

日時・場所	令和元年6月18日(火) 11時10分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、竹中政策調整部長、吉川政策調整部政策監、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、遠藤環境経済部長、川端会計管理者、杉本教育部長、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・本会議で議案質疑、一般質問が終わり、ご苦労様でした。まだ委員会があるので、できるだけ確に対応をお願いします。
- ・議会の答弁もそうだが、事務の進め方をみていると、いくつか気になることがある。情報の共有化やひと声かけて確認しておくのは当然だが、共有化のレベルに留まらず、突っ込んで濃厚にきちんと協議しておくことも大事である。頭で分かっているも抜け落ちていて、お互いに情報が繋がっていないことがあるので、もう一段、積極的にやってもらいたい。
- ・市民や団体等と事業をやるときに、納得いただけるように説得することが大事だが、対等であっても市の方が立場上強いため、市の判断が優先される場合がある。実際はなかなか納得できない、市が言ってきたため仕方がないからそのやり方でやるといったことが見受けられるが、これでは良くない。説得、納得を超えて、対等に同意をするというやり方で進めていただきたい。
- ・議会でパワーハラスメントに関する質問があった。庁内ではきちんと体制を整えてやっているが、毎日の仕事の中で、組織外からも起こり得ることであり、そこにもきちんと配慮するようにしてもらいたい。職員がそういったことを受けた場合には、把握して速やかに対応できるように。外部からの提案だけでなく、有力者からの口利きについても報告する制度として、職員の職務に対する提言等の記録等に関する規程を定めているが、改めてきちんと機能しているか確認すること。

2. 議題

① 医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約について

令和元年7月1日に市立野洲病院が開院し、市民等に対する医療提供を行うために必要となる土地、施設、医療機関、医療情報(患者情報)等について御上会野洲病院から引継ぐための事業譲渡契約の概要について、6月21日の病院事業特別委員会で報告する。

② 「やすまる広場井戸端トーク(令和元年度第1回まちづくり井戸端座談会)」の結果について

令和元年6月2日(日)に野洲図書館フリースペースにて、「やすまる広場井戸端トーク」を実施したので概要を報告する。市民参加型展示の実施や、市民課のマイナンバーカード受付と同会場で開催するなどの変更を行った結果、開催時間内の井戸端トークへの来場者は昨年よりも多い約80名であった。

各部からの意見として、同時に多数の来場者があったときに意見を記録する職員が不足していたのではないかの指摘については、一言一句正確に議事録を残す催しではないため、これまでどおり企画調整課が主体となって記録するとともに、今後は終了後に各部に聞き取りを行い、全体の要録をまとめることとする。また、開始と終了のタイミングが分かりにくいとの指摘については、自由に入出力できる現在のスタイルを今後も維持したいと考えている。来年度の開催にあたっては、庁内で認識を統一した上で実施したい。

③ 野洲市施設整備、用地取得等に係る市負担について

野洲市施設整備、用地取得に係る市負担額の状況についてまとめたので公表する。市の見えにくい借金として整理をしている補助金や償還金で、施策の実施による負の影響や効果の検証が不十分であったために、その後負債として整理せざるを得なくなったものをまとめ、平成23年から毎年開示している。

周行会関連、地域交流センター等整備用地取得、野洲駅前Dブロック用地取得に関しては既に償還を終えているため、市の負担は無い。また、びわこ学園関連も昨年度に償還を終えた。

④ 令和元年第3回野洲市議会定例会提出議案（案）について

令和元年第3回野洲市議会定例会提出議案（No.2）として、補正予算2件、条例制定1件、その他2件を提案する。その他では、先日執行した三上工業団地のB地区に係る入札に係る契約締結について提案する。

議案第69号が可決された場合は、令和元年第3回野洲市議会定例会提出議案（No.3）として、その他1件を提案する。

⑤ 健康増進法の一部改正への市役所の対応について

「健康増進法の一部を改正する法律（以下、法という）」の施行により、第一種施設である市庁舎は令和元年7月1日から敷地内禁煙となるが、喫煙の習慣を止めたくてもやめられない人に法の範囲内で配慮することとし、「特定屋外喫煙場所」を設置する。

市庁舎においては南別館外側の南東側の一角と別館屋上を、北部合同庁舎においては現行の文書庫前喫煙場所を「特定屋外喫煙場所」とし、現行の旧仮設庁舎入口の喫煙場所は廃止する。

庁舎以外の各施設については、「一定の要件を満たす場所」が存在する場合に限り「特定屋外喫煙場所」を設置することが可能となるので、それぞれの状況を踏まえ、各施設の管理者において判断願う。

各喫煙所において灰皿は設置せず、一般の市役所利用者は南別館外側、職員の喫煙に関しては別館屋上を利用するものとする。

人事課では、併せて職員の禁煙に向けた取り組みを計画中であり、まとめ次第お知らせする。

⑥ 野洲市みどりの基本条例（素案）に係るパブリックコメントの実施について

みどりの基本計画を策定するにあたり、その根拠となる条例の検討を進めている。当該条例については検討会議を設置し、2回の審議を経て条例素案として取りまとめた。この素案について、7月1日から7月19日の間でパブリックコメントを実施する。

→市の役割の中に市民等の取り組みへの支援とあるが、助言的なものか、予算を伴う補助制度のようなものか。

→環境課所管の環境基本計画推進組織との関わりの中で、市は協働して市民活動についても支援をしており、そのような想定をしている。具体的な内容は計画の中で位置付けていきたい。

→素案ではなく、案とすべきではないか。確認すること。

→本来は都市緑化法でできるところを、理念を入れ、市独自のフレームで行うために制定するもの。市民や関係者が参画できる仕組みを条例で位置付けるということで意味がある。委員会は必置か。また、委員会の役割は、協議ではなく審議や諮問ではないか。

→委員会は必置ではない。委員会の位置付けは市の附属機関とすることを前提に考えているが、役割については総務課と協議中である。

→委員会は計画策定、進行管理、計画の見直しを担うことになり、常設となる。上記について調整の上で案とされたい。

→環境活動との整合性はどうか。環境の側面が大きい活動は環境の事業としてやれば良い。計画の段階で良いので検討すること。

⑦ 全員協議会への提出事項について

報告事項9件、連絡事項8件を6月度全員協議会へ提出する。担当部署には準備をお願いする。

→庁議が未了の案件があれば、来週の部長会議が最終となるため付議されたい。

3. その他伝達事項

なし

4. 次回部長会議の予定

6月24日(月) 8時45分～ 庁議室